

第63回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制に関する事項
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社 **タカギセイコー**

上記の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.takagi-seiko.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要（内部統制システム構築の基本方針）は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是、経営理念及び社訓の経営基本方針に則った「倫理規範」及び「行動指針」を制定し、その精神を役職者をはじめグループ会社使用人に継続的に伝達することにより、企業市民として地域社会に貢献することはもとより、法令と社会倫理の順守を企業活動の原点とすることを徹底するとともに、コンプライアンスの推進、業務及び財務リスク等の総括的な管理を目的とした内部統制委員会（小委員会として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、J-SOX法委員会）を設置する。

また、法令違反の未然防止及び早期発見のため「内部通報制度規程」を定め、弁護士等とも連携し法令順守に努める。

取締役は、使用人の職務執行における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行の状況を記録するため、取締役会及びその他重要な会議の議事録、稟議書並びにその他の職務執行に係る情報（電磁的情報を含む）を、「文書管理規程」、「取締役会規程」、「執行役員会議規程」及び「稟議規程」等の社内規程の定めるところに従い、適切に保存・管理する。

また、取締役及びその他の権限ある者が必要に応じてそれらの情報を閲覧できる状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理全般を統括する組織として内部統制委員会内にリスク管理委員会を設置し、経営における危機管理等を総括的に管理する体制を整える。

また、会社の経営に影響をおよぼすような危機が発生した場合に、会社が取るべき対応と

して「リスク管理規程」に基づく「危機管理計画」を制定し、今後も適宜見直していく。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

取締役会は、中・長期経営計画をはじめとした経営の執行方針及び法令または定款において定められている事項等の経営に関する重要事項を決定するとともに、使用人の業務執行状況を監督する。

取締役会の決議により、各取締役の担当職務等が決定され、担当職務ごとに権限の委譲が行われるとともに、使用人についても「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の定めるところに従って、それぞれの部門、職位ごとに役割及び権限分担が行われる。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」の定めるところに従い、子会社の事業運営状況等について定期的な報告書及び管理資料等の提出を求めるとともに、子会社における決議事項等の重要事項については、当社の取締役会に報告する。

また、グループ戦略会議等を通じて子会社との円滑な情報交換を行う。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業態に応じた各種損害発生の可能性を踏まえた効果的な危機管理を目指し、関連規程の整備と危機管理計画の制定及び当社への報告・連携体制を整える。

また、これに係る監査体制として、監査役及び監査室は定期または臨時に子会社の監査を実施し、必要に応じて当社の取締役会に報告する。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の事業運営に関しては、業態の独自性等の観点からも独立性を尊重しつつ、経営計画に基づく効率的な業務遂行を目指し、重要な会議体の運用基準の整備と適切な意思決定の機能強化を図るほか、諸規程の整備や取締役の担当職務に係る権限委譲等を通じて、使用人の業務効率の向上を進める。

また、子会社の取締役や監査役を必要に応じて当社から派遣し、取締役の職務執行の監督や業務執行を監査するとともに、適切な指導を行う。

(二) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社で実践している基本的なコンプライアンスの構築方針に準拠し、「倫理規範」や「行動指針」の展開を進めるとともに、法令違反等の未然防止及び早期発見に向けて内部通報制度の導入を進める。

また、当社のコンプライアンス委員会は、子会社のコンプライアンス体制の構築に向けて統括的な活動を計画的に推進する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、監査室員等が適宜監査役を補助する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の取締役からの独立性を確保するために、人事異動及び人事評価等については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定する。

⑧ 監査役第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、第6号の使用人に関し、監査役の指揮命令に従うことを当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為並びに重要な法令及び定款違反行為を認知した場合、監査役に報告する。

また、監査役は重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べるとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。

内部通報をはじめとする社内の自主的・自浄的な報告事案に関しては、「内部通報制度規程」で定めた運用のもと、監査役への報告が必要とされる事項に関しては適切にこれを実行する。

(ロ) 子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役等及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為並びに重要な法令及び定款違反行為を認知した場合、当社の監査役並びに「関係会社管理規程」に定める管轄部署及び統括部署に報告する。

また、内部通報制度の運用のもと、監査役への報告が必要とされる事項に関しては適切にこれを実行する。

当社の監査役及び子会社の監査役の連携強化による監査環境の整備に向け、グループ監査役会を定期的に開催する。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報制度規程」において通報者の保護について定めるとともに、当社及び子会社において、監査役への報告を行った者がこれを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行が実効的に行なわれることに付随して必要となる監査費用については、あらかじめ監査役の年度予算の中で計上するほか、緊急または臨時の監査費用についても前払いや償還を請求された場合は、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規程」及び「監査役監査規程」の定めるところに従って、独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための基本的な考え方及びその整備状況

当社及び関係会社の財務報告の信頼性を確保するために、内部統制委員会内にJ-SOX法委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び改善を図る。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(イ) 当社は、「倫理規範」において社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引も含め一切関係を持たないことを定め、すべての取締役及び使用人に対し周知徹底する。

(ロ) 当社は、反社会的勢力への対応として総務部が統括し情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制に関する運用状況の概要

内部統制システムの運用状況につきましては、取締役を含めたメンバーで構成されている内部統制委員会（下部委員会にコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、J-SOX法委員会を設置）が中心となり、当社グループ全体が共通認識をもって内部統制システムの充実・強化に取り組んでおります。

当事業年度の具体的な展開施策としまして、当社グループが企業活動の基本とする「倫理規範」「行動指針」について、各社がそれぞれ職場における掲示や定期的開催される朝礼での読み合わせなどの取組みを継続するほか、各社におけるコンプライアンス教育等を通じて理念の浸透および徹底に取り組んでおります。また、関係会社におけるコンプライアンス体制の構築・強化を目的として、各社の社内規程整備の状況把握と実情を踏まえた制定・改訂を計画的に進めるほか、当社におきましては、事業年度ごとに重点テーマを定めた法令順守状況調査を実施し課題対応を進めるなど、グループ全体の内部統制の充実化を図っております。

一方、グループ各社の損失の危険の管理としてのリスク管理につきましては、各社の業態に応じた潜在リスクの洗い出しと評価を実施し、各種のリスクに対する従来からの危機管理やリスク対応の現状整理を踏まえながら、個別リスクの発生頻度および影響度を低減させるための取組みを推進しております。当事業年度においては、刻々と変化する新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、事業活動への影響を最小限にとどめるべく「感染症対策行動マニュアル」を随時改訂し、運用を継続しております。また、当社における危機管理計画書をもとに、大規模地震を想定した対策本部立ち上げ訓練を実施し、訓練から得られた課題対応を通じて危機管理体制のさらなる強化を図っております。今後も地震・水害・感染症対策等のリスクを想定したBCP（事業継続計画）の充実化をはじめ、グループ全体としての危機管理体制の構築を進めてまいります。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,128	1,830	4,390	△55	8,295
会計方針の変更による累積的影響額			14		14
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,128	1,830	4,404	△55	8,309
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	11	11			22
剰 余 金 の 配 当			△27		△27
親会社株主に帰属する当期純利益			1,006		1,006
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連結子会社株式の取得による持分の増減		16			16
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	11	27	979	△0	1,017
当 期 末 残 高	2,139	1,858	5,383	△55	9,326

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整 累 計 額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△194	0	△369	△64	△628	3,301	10,967
会計方針の変更による累積的影響額							14
会計方針の変更を反映した当期首残高	△194	0	△369	△64	△628	3,301	10,981
連結会計年度中の変動額							
新 株 の 発 行							22
剰 余 金 の 配 当							△27
親会社株主に帰属する当期純利益							1,006
自 己 株 式 の 取 得							△0
連結子会社株式の取得による持分の増減							16
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	113	△0	828	130	1,072	943	2,016
連結会計年度中の変動額合計	113	△0	828	130	1,072	943	3,033
当 期 末 残 高	△80	△0	459	65	443	4,245	14,015

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・ 連結子会社の数 9社
- ・ 連結子会社の名称
 - (株)トリニティ
 - 高岡ホンダ自販(株)
 - 高木精工(香港)有限公司
 - 高和精工(上海)有限公司
 - 佛山市南海華達高木模具有限公司
 - 高木汽車部件(佛山)有限公司
 - 武漢高木汽車部件有限公司
 - P T タカギ・サリマルチウタマ
 - タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

- ・ 持分法を適用した関連会社の数 2社
- ・ 持分法を適用した会社等の名称
 - 御坊山観光開発(株)
 - 大連大顕高木模具有限公司

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社

該当事項はありません。

関連会社

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日のうち、(株)トリニティ他2社の決算日は連結決算日と一致しております。また、高和精工（上海）有限公司他5社の決算日は12月31日であります。決算日の差異が3ヶ月を超えないため、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ

時価法

(ハ) 棚卸資産

製品・商品・仕掛品・

原材料・貯蔵品

当社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を、また在外連結子会社は主に総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は主に定額法を採用しております。(ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降取得の建物、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 5～12年

(ロ) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産

主に、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ハ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ニ) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(ホ) 関係会社株式交換損失引当金

高岡ホンダ自販株式会社の吸収合併に伴う損失発生に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額に基づき計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループは、プラスチック製品及びその製作に使用する金型の製造、販売を行う「成形品事業」並びに通信機器端末の販売や四輪車の販売等を行う「その他事業」を行っており、それぞれの事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

なお、いずれの事業においても、対価は通常、履行義務の充足時点の翌月から6か月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(イ) 成形品事業

車両分野及びOA（その他）分野に関するプラスチック製品及びその製作に使用する金型の製造、販売を行っております。プラスチック製品の販売については、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っており、当該引渡時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、国内の販売においては、当該製品の出荷時点で収益を認識しております。

プラスチック製品の製作に使用する金型の販売については、顧客との契約に基づいて金型の支配を顧客に引き渡す義務を負っており、当該支配の移転時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(ロ) その他事業

主に通信機器端末及び四輪車の販売を行っております。これらの商品の販売については、顧客への商品の引渡時点において収益を認識しております。

⑤退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理しております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等について振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については特例処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務取引、借入金利息

(ハ) ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

(ニ) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動を基礎として判断しております。なお、振当処理及び特例処理を採用しているものについては、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

⑦のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、効果の発現が見込まれる期間（5年～10年）で均等償却しております。

⑧その他連結計算書類作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、一部の金型取引について、従来は一定の期間にわたって売上高と売上原価を均等に計上しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転し履行義務が充足された一時点で売上高と売上原価を計上する方法に変更しております。また、有償支給取引について、従来は有償支給した支給品の消滅を認識しておりましたが、当社が支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に区分して表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に区分して表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表については、売掛金が610百万円増加し、棚卸資産が77百万円増加し、リース資産が532百万円減少し、流動負債 その他が133百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書については、売上高が189百万円増加し、売上原価が180百万円増加しておりますが、売上総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は14百万円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響額については、軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

なお、前連結会計年度において、浜松工場における減損損失の認識の要否の判定を行っていましたが、当連結会計年度において、同工場の営業損益がプラスとなったことから同工場の減損の兆候はないものと判断しております。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産157百万円

なお、当社における評価性引当額控除前の繰延税金資産の額は3,091百万円であります。ただし、当社は翌連結会計年度における課税所得の見積りを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断した結果、繰延税金資産を計上しておりません。

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来の会計期間における将来減算一時差異の解消、税務上の繰越欠損金と課税所得との相殺及び繰越外国税額控除の余裕額の発生等に係る減額税金の見積額について、その回収可能性を判断し計上されます。

当社における繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得は、当社の翌連結会計年度の事業計画を基礎として見積もられます。当該見積りには、特定の顧客に対する売上高の減少が継続する期間や世界的な半導体不足等に伴う顧客における生産調整が車両分野（四輪）の売上高に与える影響といった不確実性を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

① 担保資産

現金及び預金	54百万円
棚卸資産	36百万円
建物及び構築物	711百万円
機械装置及び運搬具	418百万円
土地	1,838百万円

② 担保付債務

支払手形及び買掛金	215百万円
短期借入金	1,050百万円
1年以内返済予定の長期借入金	991百万円
長期借入金	1,633百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 35,633百万円

(3) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

大連大顕高木模具有限公司	66百万円
アルハイテック(株)	5百万円
合 計	72百万円

なお、共同保証における連帯保証又は当社の保証を他社が再保証しているものについては保証総額を記載しております。

他の連帯保証人又は再保証人と合意した当社の負担割合は、大連大顕高木模具有限公司45%であります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,781,572	11,700	—	2,793,272

(注) 譲渡制限付株式を付与したことにより、増加しております。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	42,146	170	—	42,316

(注) 単元未満株式買取により、増加しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 27百万円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 2021年9月30日
- ・ 効力発生日 2021年12月13日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2022年6月24日開催予定の第63回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 27百万円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月27日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、外貨建取引の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っていません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権並びに未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。また、外貨建ての営業債権は、為替変動リスクに晒されておりますが、その一部については、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金については金利変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、それぞれのリスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた明確な社内ルールは無いものの、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て実施しております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。そのため、相手先との契約不履行による信用リスクはほとんど無いと判断しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 投資有価証券			
その他有価証券	570	570	－
資産計	570	570	－
①長期借入金	5,509	5,486	△22
②リース債務	585	570	△15
負債計	6,094	6,056	△38
デリバティブ取引	(0)	(0)	－

(注1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「未収入金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」については、現金であること又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は下記のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (単位：百万円)
非上場株式	149
関係会社株式	4

(注3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- ・レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- ・レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	570	—	—	570
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△0	—	△0
資産計	570	△0	—	570

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	5,486	－	5,486
リース債務	－	570	－	570
負債計	－	6,056	－	6,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(投資有価証券)

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

(デリバティブ取引)

為替予約は取引先の金融機関から提示された価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

(長期借入金並びにリース債務)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、富山県及びその他の地域において、賃貸用の商業施設及び工場倉庫等の不動産を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

用途	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
商業施設	881	△4	876	725
工場倉庫等	237	△3	234	374
合計	1,119	△7	1,111	1,100

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 連結決算日における時価は、近隣の売買相場による評価額及び固定資産税評価額を合理的に調整した価額、償却性資産については帳簿価額をもって時価としております。

3. 当連結会計年度増減額のうち、減少の主な要因は減価償却費であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	日本	中国	東南アジア	
成形品事業車両分野	16,855	9,315	9,811	35,982
成形品事業〇A(その他)分野	1,916	6,645	—	8,562
その他事業	2,736	—	—	2,736
顧客との契約から生じる収益	21,509	15,960	9,811	47,281
その他の収益	51	—	—	51
外部顧客への売上高	21,560	15,960	9,811	47,332

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,551円61銭
(2) 1株当たり当期純利益 366円42銭

10. 重要な後発事象に関する注記

子会社の吸収合併

当社の連結子会社である高岡ホンダ自販株式会社は、2021年12月27日に株式会社ホンダ自販タナカと合併契約を締結いたしました。

(1) 子会社が行った企業結合の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称：株式会社ホンダ自販タナカ

事業の内容：自動車販売、自動車整備、自動車保険代理業

被結合企業の名称：高岡ホンダ自販株式会社

事業の内容：自動車販売、二輪車販売、修理

②企業結合を行った主な理由

自動車販売会社の人口減少による販売競争の激化やE V化の進展に伴う設備投資等への対応が迫られている状況下、販売会社の統合による効率的な事業運営が必要であるとの判断によります。

③企業結合日

2022年4月1日

④法的形式を含む取引の概要

株式会社ホンダ自販タナカを吸収合併存続会社、高岡ホンダ自販株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併。これにより、高岡ホンダ自販株式会社は企業結合日以降、当社の連結子会社に該当しないこととなりました。

(2) 実施した会計処理の概要

交換損益の金額 157 百万円

高岡ホンダ自販株式会社の連結上の帳簿価額と当該吸収合併の受取対価との差額を関係会社株式交換損失引当金繰入額として特別損失に計上しております。

(3) 子会社が含まれている報告セグメントの名称

日本

(4) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

売上高 1,747 百万円

営業損失 2 百万円

(注) 本連結注記表の記載数字は、金額については、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,128	1,815	0	1,815
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,128	1,815	0	1,815
事業年度中の変動額				
新株の発行	11	11		11
剰余金の配当				
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	11	11	-	11
当期末残高	2,139	1,826	0	1,826

	株主資本			
	利益準備金	利益剰余金		
		その他利益剰余金		利益剰余金合計
特別償却準備金		繰越利益剰余金		
当期首残高	178	56	749	985
会計方針の変更による累積的影響額			14	14
会計方針の変更を反映した当期首残高	178	56	763	999
事業年度中の変動額				
新株の発行				
剰余金の配当			△27	△27
特別償却準備金の積立		13	△13	-
特別償却準備金の取崩		△15	15	-
当期純利益			676	676
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	△2	651	649
当期末残高	178	54	1,415	1,648

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△55	4,873	△198	△0	△199	4,674
会計方針の変更による累積的影響額		14				14
会計方針の変更を反映した当期首残高	△55	4,887	△198	△0	△199	4,688
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行		22				22
剰 余 金 の 配 当		△27				△27
特別償却準備金の積立		－				－
特別償却準備金の取崩		－				－
当 期 純 利 益		676				676
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)			115	△0	115	115
事業年度中の変動額合計	△0	670	115	△0	115	786
当 期 末 残 高	△55	5,558	△83	△0	△83	5,474

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

(2) デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| | 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 |
| ① 製品・仕掛品 | 先入先出法（金型については個別法） |
| ② 原材料 | 総平均法 |
| ③ 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得の建物、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 8～12年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

定額法

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

⑤ 関係会社株式交換損失引当金

高岡ホンダ自販株式会社の吸収合併に伴う損失発生に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額に基づき計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、プラスチック製品及びその製作に使用する金型の製造、販売を行う「成形品事業」を行っており、当該事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

なお、当該事業において、対価は通常、履行義務の充足時点の翌月から6か月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

①成形品事業

車両分野及びOA（その他）分野に関するプラスチック製品及びその製作に使用する金型の製造、販売を行っております。プラスチック製品の販売については、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っており、当該引渡時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、国内の販売においては、当該製品の出荷時点で収益を認識しております。

プラスチック製品の製作に使用する金型の販売については、顧客との契約に基づいて金型の支配を顧客に引き渡す義務を負っており、当該支配の移転時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等について振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務取引、借入金利息

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動を基礎として判断しております。なお、振当処理及び特例処理を採用しているものについては、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における扱いが連結計算書類と異なります。

② 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、一部の金型取引について、従来は一定の期間にわたって売上高と売上原価を均等に計上しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転し履行義務が充足された一時点で売上高と売上原価を計上する方法に変更しております。また、有償支給取引について、従来は有償支給した支給品の消滅を認識しておりましたが、当社が支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表については、売掛金が610百万円増加し、棚卸資産が77百万円増加し、リース資産が532百万円減少し、流動負債 その他が133百万円増加しております。当事業年度の損益計算書については、売上高が189百万円増加し、売上原価が180百万円増加しておりますが、売上総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は14百万円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響額については、軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表

前事業年度において、独立掲記しておりました以下の科目は、表示上の明瞭性を高めるため、当事業年度より各表示区分の「その他」に含めて表示しております。

① 流動資産

「前払費用」(前事業年度105百万円)

② 固定資産 無形固定資産

「借地権」(前事業年度12百万円)及び「電話加入権」(前事業年度16百万円)

③ 固定資産 投資その他の資産

「出資金」(前事業年度0百万円)、「長期前払費用」(前事業年度0百万円)及び「ゴルフ会員権」(前事業年度59百万円)

④ 流動負債

「未払費用」(前事業年度40百万円)、「設備関係電子記録債務」(前事業年度52百万円)及び「設備関係支払手形」(前事業年度12百万円)

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

なお、前事業年度において、浜松工場における減損損失の認識の要否の判定を行っていましたが、当事業年度において、同工場の営業損益がプラスとなったことから同工場の減損の兆候はないものと判断しております。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社における評価性引当額控除前の繰延税金資産の額は3,091百万円であります。ただし、当社は翌事業年度における課税所得の見積りを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断した結果、繰延税金資産を計上しておりません。

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来の会計期間における将来減算一時差異の解消、税務上の繰越欠損金と課税所得との相殺及び繰越外国税額控除の余裕額の発生等に係る減額税金の見積額について、その回収可能性を判断し計上されます。

当社における繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得は、当社の翌事業年度の事業計画を基礎として見積もられます。当該見積りには、特定の顧客に対する売上高の減少が継続する期間や世界的な半導体不足等に伴う顧客における生産調整が車両分野（四輪）の売上高に与える影響といった不確実性を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産

機械及び装置	418 百万円
建物	515 百万円
土地	485 百万円

② 担保付債務

短期借入金	200 百万円
一年以内返済予定の長期借入金	839 百万円
長期借入金	1,448 百万円
保証債務	196 百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 21,204 百万円

(3) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

高和精工（上海）有限公司	479 百万円
タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド	207 百万円
(株)トリニティ	147 百万円
高木精工（香港）有限公司	73 百万円
大連大顕高木模具有限公司	66 百万円
アルハイテック(株)	5 百万円
合 計	980 百万円

なお、共同保証における連帯保証又は当社の保証を他社が再保証しているものについては保証総額を記載しております。

他の連帯保証人又は再保証人と合意した当社の負担割合は、タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド50.8%、大連大顕高木模具有限公司45%であります。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,370 百万円
短期金銭債務	21 百万円
長期金銭債権	9 百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

665 百万円

仕入高

179 百万円

仕入以外の営業取引高

46 百万円

営業取引以外の取引による取引高

840 百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 42,316 株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	120 百万円
未払社会保険料	19 百万円
未払事業税等	14 百万円
退職給付引当金	1,014 百万円
投資有価証券評価損	18 百万円
関係会社株式評価損	306 百万円
ゴルフ会員権評価損	17 百万円
貸倒引当金	130 百万円
その他有価証券評価差額金	25 百万円
繰越欠損金	786 百万円
減損損失	373 百万円
繰越外国税額控除	103 百万円
その他	160 百万円
繰延税金資産小計	3,091 百万円
評価性引当額	△3,091 百万円
繰延税金資産合計	— 百万円

(繰延税金負債)

特別償却準備金	△23 百万円
その他	△0 百万円
繰延税金負債合計	△24 百万円
繰延税金負債の純額	△24 百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	高和精工(上海)有限公司	所有 直接 100.0%	債務保証 技術供与 役員の兼任	債務保証 (注) 1	479	—	—
子会社	タイ タカギセイコー カンパニー・リミテッド	所有 直接49.2%	債務保証 資金の援助 役員の兼任	債務保証 (注) 1	207	—	—
				資金の回収	116	関係会社 短期 貸付金	253
				利息の受取 (注) 2	3		

(注) 1. 子会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方針

資金の貸付については、市場金利及び貸付先の財政状況を勘案して決定しております。

10. 収益認識に関する注記

連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,990円18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 246円28銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(注) 本個別注記表の記載数字は、金額については、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。